



彦 廢 審 第 1 4 号
平成20年（2008年）7月11日

彦根市長 獅山向洋 様

彦根市廃棄物減量等推進審議会
会 長 金 谷 健

ごみ減量対策と処理費用の負担のあり方について（答申）

平成19年7月6日付け彦清管第214号にて諮問のありました「ごみ減量対策と処理費用の負担のあり方」について、当審議会では慎重に検討を行い、別添により審議結果をとりまとめましたので答申します。

なお、答申のとりまとめにあたっては、2回にわたる市民環境フォーラムの開催と、答申素案に対して実施された市民意見聴取の結果を尊重するなど、市民意見の反映にも努めてまいりました。

貴職におかれては、本答申の趣旨をご理解いただき、提案した施策を早期に実現されるよう求めます。

ごみ減量対策と処理費用の負担のあり方について

彦根市廃棄物減量等推進審議会答申の要約

彦根市におけるごみ減量化・資源化の推進とごみ処理費用の市民負担のあり方等について調査・審議を行うため、平成19年7月6日に、第3期彦根市廃棄物減量等推進審議会が設置された。当審議会では、市長からの諮問に基づき鋭意検討を重ね、今般、別添のとおり「ごみ減量対策と処理費用の負担のあり方について」答申を取りまとめた。ここに、その概要を報告する。

1. 彦根市における廃棄物（ごみ）施策の現状と課題

本市の1人1日あたりのごみ発生量は、1,048g（平成17年度）であり、国平均の1,069gとほぼ同量の水準である。一方、滋賀県平均951gと比べると100g程度多くなっている。平成18年（2006年）6月に策定された「第2次滋賀県廃棄物処理計画」では、平成22年度（2010年度）末に排出原単位を900gとする目標が掲げられており、本市としてもいかにこの数値に近づけられるか、あるいは達成することができるかということが大きな課題となっている。

一方、リサイクル率は、国が19%、滋賀県が18.9%となっているのに対し、本市はそれを下回り、14%という状況である。再資源化に関する大胆な施策を講じない限り、リサイクル率は頭打ちの状況を脱することはできないと予測される。具体的にごみ減量対策の方向づけとともに、分別収集の充実、分別内容や分別区分の見直し等による資源化の推進を図る必要がある。

また、今後、ごみ減量と資源化を大胆に推進していくためにもごみ処理の有料化は避けず、通れない課題であり、市民の理解と協力を求めながら、新たなごみ処理対策について総合的な取り組みを推進していかなければならない。

2. 新たな目標設定とごみ減量・資源化施策

(1) 減量化・資源化目標の設定と関連施策

審議会全体会議の議論を踏まえ、平成12年3月に策定された「彦根市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」で示された目標の検証ならびに上位計画となる国、県の計画を勘案し、平成22年度末における目標を次のとおり設定する。

目標A・・・1人1日あたりのごみ排出量を900g以下とする。

目標B・・・リサイクル率を28%とする。

目標C・・・最終処分量を17.66t/日とし、平成18年度比30%減とする。

目標D・・・焼却量を71.8t/日とし、平成18年度比24%減とする。

これらの目標を達成するために、古紙、古布の行政回収を実施するとともに、硬質プラスチック、小型家電製品の分別収集（行政回収）についても検討を行い、早期に実現に移すことを期待する。また、ごみ区分の見直しにより、容器包装プラスチックのリサイクルを推進し、埋立てごみの減量化を進めるべきこと、また、古紙等の集団回収の継続や生ごみリサイクルの推進を柱とする家庭、地域におけるリサイクル活動のさらなる前進、市民や市民団体による多彩な活動の活性化、ならびに、過剰包装の抑制を柱とする事業者によるごみ発生抑制対策の推進、事業系一般廃棄物対策の強化等に関して提案する。さらに、ごみ減量化を推進するための関連施策として、地域環境員制度の創設や環境教育の体系的な実施をはじめとした、新たな市民活動の展開として、“3Rムーブメントの推進”が図られることを期待する。

(2) ごみの名称変更と分別区分の見直し

新たな分別収集の検討と併せて、ごみや資源の呼び方（名称）を改め、分別区分の見直しが以下のように実施されることを提案する。分かりやすい分別方法と再資源化推進の観点を基本とした見直しであり、緊急度に応じた段階的な導入が求められる。

現状の呼び方と主な収集品目	新しい呼び方と主な収集品目 (目標の最終段階の状況)
プラスチックごみ 容器包装プラスチック(発泡スチロールを含む)、小さなシート類	容器包装プラスチック 既れていない容器包装プラスチック(発泡スチロールを含む)
びん類 飲料・食品用のびん類	びん類 飲料・食品用のびん類
缶・金属類 飲料用缶、スプレー缶、カセット式ガスボンベ、菓子缶、なべ等の金属製品	缶・金属類 飲料用缶、スプレー缶、カセット式ガスボンベ、菓子缶、なべ等の金属製品
ペットボトル 飲料またはしょうゆのペットボトル	ペットボトル 飲料またはしょうゆのペットボトル
使用済乾電池 乾電池(充電式は除外)	使用済乾電池 乾電池(充電式は除外)
粗大ごみ 大型ごみ(家具、大型木材、18ℓポリタンクより大きな硬質プラスチック製品)、特定家電製品等を除く電気製品	粗大ごみ 大型ごみ(家具、大型木材、18ℓポリタンクより大きな硬質プラスチック製品や電気製品(特定家電製品等を除く))
燃やせるごみ 生ごみ、紙おむつ、紙くず、ぬいぐるみ、食用油、小さな木製品、草木、布類、新聞、雑誌、ダンボール、厚紙、衣類	燃やせるごみ 生ごみ、紙おむつ、紙くず、ぬいぐるみ、小さな木製品、草木、布類、既済困難な容器包装プラスチック、靴、鞆、その他革製品、ゴム製品
陶器類・その他ごみ 陶器類、蛍光灯、電球、傘、飲料用以外のびん、ガラス類、ビデオテープ、CD、おもちゃ、ライター、靴、鞆、その他革製品、ゴム製品、18ℓポリタンクより小さな硬質プラスチック製品(ポリバケツなどの日用品、文房具など)	埋立ごみ 陶器類、蛍光灯、電球、傘、飲料用以外のびん、ガラス類、ビデオテープ、CD、おもちゃ、ライター、 小さなシート類
	破碎ごみ(新規) 18ℓポリタンクより小さな電気製品や硬質プラスチック(ポリバケツなどの日用品、文房具など)

※注意

- 1) 本表は家庭ごみを想定したものである。また、表中、「新しい呼び方と主な収集品目」の欄の は、新たに区分される品目および取り扱いを変更する品目である。
- 2) 「18ℓポリタンク…」は、大きさが18ℓポリタンクより大きいか小さいかを目安とするという意味。

3. ごみ処理有料制の導入

(1) ごみ処理有料制の意義と目的

ごみ処理有料化の大きな目的は、ごみ減量と資源化の推進である。市民に対し、ごみ処理費用の一部負担を求めることにより、市民のごみに対する関心を高め、ごみ減量意識の醸成を図ることが期待される。また、新たな分別収集や新しいごみ処理システムの構築とリンクさせることによって、より減量効果等が高められるものと考えられる。ごみ減量と資源化推進施策の実施により、焼却施設や最終処分場の負担軽減を図り、資源循環型社会の構築を目指していく必要がある。

ごみ処理の有料化はまた、市民負担の公平性を確保するとともにごみ処理費用の財源の透明性を高めることにも寄与することが期待される。ごみ処理費用を有料化することによって、市民がごみ処理全体の費用に関心を持ち、市民と行政が情報を共有できる仕組みをつくっていくことが重要である。

(2) 有料制方式と制度設計

彦根市における有料制のあり方について、以下のとおり提言する。

①有料化対象ごみ

ごみ処理有料化対象品目は、“燃やすごみ（燃やせるごみ）”および“埋立ごみ（陶器類その他ごみ）”とする。これらはいずれも再生利用されず、処理、処分されるごみであり、施設負荷や環境負荷軽減の見地から、有料化を契機としてできるだけ減量化をすすめるべきものである。一方、“プラスチック類”については、良質の容器包装プラスチックとしての品質を確保し、再生利用を進めていく方向であることから当面有料とせず、現行の指定袋代のみの負担に据え置くことが適切であるという結論に達した。ただし、分別の不徹底により、高品質の容器包装プラスチックが確保できない場合は有料制を導入することによって分別強化の動機付けを高めていくこととし、その判断基準については、容器包装リサイクル協会が引き取り条件として定めた品質検査基準に適合しない品質とすることとした。

②有料制方式

本市で採用すべき有料制方式は、“燃やせるごみ”および“陶器類その他ごみ”について、制度的にも分かりやすく、ごみ減量への動機付けが働き、負担の公平性が確保される単純従量制（指定袋の大きさによって従量単価を設定する方法）とすることが適切である。プラスチック類については、前述のとおり当面有料としないが、容器包装リサイクル協会が引き取り条件として定めた品質検査基準に適合しなくなったときにはじめて単純従量制の有料制を導入するという方式（彦根方式）を採用することを提案する。

③手数料水準と袋の大きさ、市民生活への影響

ごみ処理の有料化は、現在彦根市が実施している指定袋制による方式を継続しつつ、袋になじまないごみの対応や有料化の移行期間の対応として、処理券を併用することを検討すべきである。袋の大きさについては、現状を維持しつつ、プラスチック類に関して20リットル級の袋の新設を望むとともに、より強度を増した袋への改良を図る必要がある。

また有料化の手数料水準としては、ごみ処理経費の一定割合（30%）の負担を求めることを基本としつつ、他市の状況やごみ減量化への動機付けが失われない程度の単価設定ならびに市民負担の許容水準等を考慮して、以下の範囲内の料金設定が望ましいと考える。

現行の制度			答 申		
1枚目から袋の購入が必要だが、袋の作成・販売に係る経費負担に限る。			単純従量制による有料化を実施。1枚目から袋の購入が必要で、かつごみ処理手数料として負担していただく。		
販売価格(1枚あたりの価格)			販売価格(1枚あたりの価格)		
可燃ごみ指定袋	特大30L	11円	可燃ごみ指定袋	特大30L	33円～43円
	大 22L	10円		大 22L	27円～37円
	小 12L	8円		小 12L	14円～24円
不燃ごみ指定袋 22L		8円	不燃ごみ指定袋 22L	23円～33円	

④減免措置の検討

社会的弱者の市民の中で、特に生活保護受給世帯に対してはごみ処理有料制の導入が過度の負担にならないような配慮が必要である。また、乳幼児や介護が必要な老人がいる世帯についても、一定程度の減免配慮が必要と考えられる。

ボランティアによる散在性ごみ対策の活動や地域での美化活動など、公共活動に対する袋の作成も検討すべきである。ただし、この場合、家庭ごみ等が公共活動によるものとして排出されないような対策も併せて講じることが必要であり、使用基準を明確にしておく必要がある。

⑤手数料収入の用途と市民還元方策

彦根市における有料制導入の最大の目的は、資源循環型地域社会の構築のため、新たな分別収集の実施や分別区分の見直し、処理施設の改善や新設を行い、大胆にごみ減量と資源化を進めることにある。従って、手数料収入の一定割合は、こうした施策に優先的に充当されるべきである。また、ごみ減量化と資源化推進対策は、同時に、市民の協力や意識高揚の下で推進されるものであり、市民理解を喚起する施策に対しても手数料が有効に活用されることを望む。

さらに、リサイクルの推進を長期にわたって安定的に継続していくことが不可欠であり、一時的な市況に左右されることのない、確固とした体制を構築するための基金に積み立てることについても検討されるべきである。

手数料等の使途の主な例

手数料収入・節減経費の使途	市民還元方策
<ul style="list-style-type: none"> ●新たな分別収集、分別区分見直し経費 ●ごみ減量に資する施設の改善や新設に要する経費 ●指定袋作成流通経費 ●不法投棄や不適正排出への対応経費 ●啓発、減量化・資源化関連推進経費 ●リサイクル基金への積み立て ●ごみ処理経費 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域環境委員選任自治会への援助 ●環境保全市民団体への活動支援 ●優良自治会、団体、事業者表彰 ●その他

(3) 有料制導入にあたって留意すべき事項

ごみ処理有料制の導入にあたり、以下の事項について十分な対策を講じておく必要がある。

- ①不法投棄等の対策
- ②ルール違反對策
- ③市民の十分な理解と啓発の推進

また、家庭系ごみの有料制導入に併せて、従来から既に有料としている粗大ごみの取り扱いや事業系一般廃棄物の価格見直しを行い、全体として整合性ある適正な処理負担体系が確立されることを望む。

さらに、審議会では、指定袋への氏名等の記名排出の義務化について、委員提案に基づき検討を行ってきたが、ごみに対する排出者責任の明確化と集積所管理の徹底、あるいは分別強化を図るための記名推進の考え方と、プライバシーの保護や記名確認による収集作業の非効率性等の問題を懸念する考え方が拮抗し、結論を得るには至らなかった。

(4) 施策の点検と進行管理、今後の対応など

ごみ減量化、資源化推進施策に係る具体的事業の進捗状況あるいは年度ごとの計画については、審議会等の第三者による年次的な点検が行われるべきである。また、有料制の導入後数年が経過した時点で、制度の点検・評価を行う必要があり、進行管理が行える体制の整備が求められる。

さらに、審議会でも議論になった、経済的インセンティブを活用したごみ減量対策について、地域通貨を活用する方法等について意見交換を行ってきたが、より広汎な観点からさらに検討を行う必要があるため、今回の答申では具体的な提言を行うには至らなかった。今後、廃棄物対策に関する中長期的な対策が検討される中で対応が図られることを期待する。